

第 3 医学管理等 認知症専門診断管理料の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 6 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 6 号）

告示	通知
9の5 認知症専門診断管理料の施設基準 (1) 認知症に関する専門の保険医療機関であること。 (2) 当該保険医療機関内に認知症に係る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。	第 11 の 4 認知症専門診断管理料 1 認知症専門診断管理料に関する施設基準 「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱について」（平成 26 年 7 月 9 日老発 0709 第 3 号）の別添 2 認知症疾患医療センター運営事業実施要綱における認知症疾患医療センターであること。 2 届出に関する事項 認知症専門診断管理料の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。